

社会福祉法人 ごほく静和会

役員等報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ごほく静和会（以下「法人」という。）の役員等の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員等に対して理事会等に出席した場合は報酬を支給する。ただし、役員が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、日額5,000円とする。（車馬賃を含む）

(費用弁償)

第3条 役員が会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

3 日当および宿泊料は、次のとおりとする。

日 当 1日につき 5,000円

宿泊料 1泊につき 13,000円（指定がある場合は実費とする。）

(改正)

第4条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。